



実務担当者として必ずおさえておきたい基本事項を徹底確認

基本からよくわかる 社会保険の知識と実務

社会保険のしくみ、届出書類の作成・手続方法、社員への説明ポイントなど、要点をわかりやすく解説

開催日時

2025年4月15日(火)～16日(水) 10:00～17:00

対象：社会保険事務担当者（はじめて担当する方、基本を確認したい方）

会社で行う社会保険の実務は幅広く改正も頻繁に行なわれるため、ミスやモレのないよう、実務担当者には「基本のしくみ」と「正しい手続」、そして「最新の法律知識」をしっかり理解しておくことが求められます。本セミナーでは、社会保険に関する基本的な知識をふまえたうえで、社会保険事務担当者が必ずおさえておきたい実務のポイントに重点をおいて確認しながらわかりやすく解説します。届出書類の作成方法や手続、社員への説明の要点などは、社員の入社から退社までのケース別に発生する実務や年間の定例事務ごとに整理してご指導いたします。

(詳しくは裏面をご覧ください)

● 講師 ●



社会保険労務士法人兼子・山下経営労務事務所 代表社員 社会保険労務士

兼子 憲一氏

明治大学経営学部卒業。平成9年小嶋経営労務事務所入所。平成19年、社会保険労務士法人兼子・山下経営労務事務所設立。企業の社内規程の策定・整備、労務管理の指導等のほか、各種セミナー講演、執筆活動に活躍中。実務に即した丁寧な指導に定評がある。

[主 著]

「社会保険の手続きをするならこの1冊」(共著、自由国民社)「小さな会社の事務がなんでもできる本」(共著、日本実業出版社)「福祉サービスの基礎知識」(共著、自由国民社) ほか

● 主催 ●

みずほリサーチ&テクノロジーズ

TEL ☎0120(737)132

● 会場 ●

T K P 新橋カンファレンスセンター

東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング
(JR・地下鉄銀座線新橋駅下車5分、都営三田線内幸町駅1分)

● 受講料 ●

MMOne ゴールド会員

51,700円

(うち消費税 4,700円)

MMOne シルバー会員

56,100円

(うち消費税 5,100円)

左記会員以外

62,700円

(うち消費税 5,700円)

★テキスト代を含みます。

★お取消等については、裏面のご利用要領をご覧ください。

★MMOne 会員企業さまの場合、「ゴールド会員」「シルバー会員」価格にてお得にご利用いただけます。

MMOne (MIZUHO Membership One) とは、みずほの法人向け会員制サービスです。

動画配信、経営相談、各種媒体・割引提携サービスなど、様々なビジネスシーンでご活用いただける利便性の高いサービスをご用意しております。

詳しくは Web サイトをご覧ください <https://www.mizuhosemi.com/mmone/index.html>

お申込みはWebサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>

※ご利用要領は裏面をご覧ください。

※同業の方のご利用はご遠慮ください。

No.25-10416

講義内容

1 社会保険のしくみ

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| (1) 社会保険制度の目的とその種類 | (2) 会社が手続きを行う社会保険とは |
| (3) 社会保険の種類により異なる被保険者となる人、ならない人 | (4) 健康保険の被扶養者になる人とは |
| (5) 労災保険の業務災害、通勤災害とは | (6) 社員が入社・退職したときに必要な手続きとは |

2 社会保険料の徴収と納付のしくみ

- | | |
|---|----------------------|
| (1) 健康保険・厚生年金保険の保険料の計算と徴収方法 | ②賞与を支給したときの保険料の徴収と納付 |
| ①毎月の保険料の徴収と納付 | |
| (2) 標準報酬月額・標準賞与額の決定方法 | |
| ①標準報酬月額とは？ またその決定方法は？ ・資格取得時決定、定時決定、随時改定、育児（産前産後）休業等終了時改定 | |
| ②標準賞与額とは？ またその決定方法は？ | |
| (3) 毎月の雇用保険料の徴収と労働保険の年度更新 | |

3 社会保険から受給できる保険給付の種類とその内容

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| (1) 健康保険からの保険給付 | |
| ①病気やケガをしたとき…療養の給付 高額療養費 傷病手当金 など | |
| ②出産したとき …出産育児一時金 出産手当金 | |
| ③死亡したとき …埋葬料（費） 家族埋葬料 | |
| ④退職後でも受給できる継続給付 | |
| (2) 厚生年金保険からの保険給付 | |
| ①老齢になったとき…老齢厚生年金 | ②病気やケガで障害が残ったとき…障害厚生年金 |
| ③死亡したとき …遺族厚生年金 | |
| (3) 労災保険からの保険給付 | |
| ①病気やケガをしたとき…療養（補償）給付 | ②会社を休んだとき…休業（補償）給付 |
| (4) 雇用保険からの保険給付 | |
| ①会社を退職したとき …失業手当（基本手当） | ②60歳以降に賃金が下がったとき…高年齢雇用継続給付 |
| ③育児休業を取得したとき…育児休業給付 | |

4 社員の入社から退職までのケース別社会保険の事務手続き

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| (1) 社員が入社したときの確認事項と手続書類 | ○パートタイマーの場合、社会保険・雇用保険への加入の有無 |
| ○個人番号・雇用保険被保険者番号の確認 | |
| (2) 社員が退職したときの確認事項と手続書類 | ○保険証（資格確認書）回収に関する退職者との打ち合わせ |
| ○退職理由の確認 | |
| (3) 社員が出産するときの確認事項と手続書類 | ○育児休業を取得するか、また育児休業の開始日はいつか |
| ○出産予定日および実出産日はいつか | |
| (4) 社員が60歳（定年）になったときの確認事項と手続書類 | ○60歳以降、再雇用されているか |
| ○60歳到達日・定年到達日はいつか | |

5 忘れずに行う！会社の年間定例事務

- | |
|---|
| (1) 年1回必ず行う標準報酬月額の見直し …社会保険の定時決定（算定基礎届） |
| (2) 社員の報酬に変更があったときの手続き…社会保険の随時改定（月額変更届） |
| (3) 1年間の労働保険料の精算手続き …労働保険の年度更新 |

6 社会保険実務担当者求められるもの

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 実務に携わる心構え | (2) 法改正への対応力 |
|---------------|--------------|

実数計算があります。電卓をご用意ください。

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

内容等に関するお問い合わせ先

TEL 0120(737)132

ご利用要領

- ① みずほセミナー（来場型）（以下、本セミナー）は、お申込を受け付け後、折り返し電子メールにて参加証と請求書をお送りします。
- ② 受講料は請求書記載の金額に基づき、本セミナーの3営業日前までに下記の口座にお振り込みください。
領収書の発行は省略しております。振込手数料はお客様のご負担をお願いいたします。
みずほ銀行 東京営業部 普通預金 No.2035802 ミズホリサーチアンドテクノロジーズ（カ）
- ③ 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
- ④ お取消は、開催日の前営業日17時までにセミナー担当（mizuhoseminar@mizuho-rt.co.jp）まで電子メールにてご連絡ください。
受講料は全額返金いたします。お振り込み時の手数料はお返しいたしかねます。
開催3営業日前までに受講料のお振込がなかった場合でも、自動的にお取消とはなりません。前営業日17時までにご連絡が無かった場合はお席をご用意している関係上、受講料全額をご負担いただきます。
- ⑤ 反社会的勢力と判明した場合には、本セミナーへのご受講をお断りいたします。
- ⑥ 本セミナーの録音・録画・画面撮影・キャプチャー・インターネット上などへのアップロード、講義資料・スライド・教材の無断複製や共用といった行為を固くお断りいたします。これらの行為が発覚した場合、当社から損害賠償請求等の法的措置をとる場合があります。
- ⑦ 駐車場はございません。車での越しはご遠慮ください。
- ⑧ 車いすのご利用等、お身体が不自由でお席についてご相談のあるお客様は、事前にご連絡をお願いいたします。
- ⑨ 最少催行人員に達しない場合や諸般の事情により開催を中止する場合がございます。開催中止の際には、受講料を全額返金いたします。
お振り込み時の手数料はお返しいたしかねます。

みずほリサーチ&テクノロジーズ

セミナーのご案内は Web サイトでもご覧いただけます。 <https://www.mizuhosemi.com>